

特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を神奈川県川崎市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、障害者・病弱者・高齢者に対してその介護に関する事業を行い、福祉の増進に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

(1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

(1) 介護保険法に基づく居宅サービス事業

(2) 介護保険法に基づく介護予防サービス及び第1号通所事業

(3) 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業

(4) 介護保険法に基づく地域密着型介護予防サービス事業

(5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業

(6) 介護保険法に基づく介護予防支援事業並びに地域包括支援センター事業

(7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法上の社員とする。

(1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人及び団体

(2) 賛助会員 この法人の活動に協力し又はこれを援助するために入会した個人及び団体

(入会)

第7条 正会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込みものとし、理事長は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

2 理事長は、前項のもの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

(1) 退会届の提出をしたとき。

(2) 本人が死亡し、又は正会員である団体が消滅したとき。

(3) 除名されたとき。

(退会)

第9条 正会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 正会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを除名することができる。この場合、その正会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この定款等に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第11条 既納の抛出金品は、返還しない。

第4章 役員及び職員

(種別及び定数)

第12条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 5人以上8人以内
- (2) 監事 1人以上2人以内
- 2 理事のうち、1人を理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 3 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするため必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ若しくは理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第15条 役員任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わな

ければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第19条 この法人に、事務局長その他の職員を置くことができる。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第20条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第21条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第22条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算に関する事項
- (5) 事業報告及び活動決算に関する事項
- (6) 役員を選任等に関する事項
- (7) 長期借入金に関する事項
- (8) 事務局の組織等に関する事項
- (9) その他この法人の運営に関する重要事項

(開催)

第23条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第3項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第24条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から12日以内に臨時総会を招集しなければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第25条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第26条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第27条 総会における議決事項は、第24条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第28条 各正会員の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第29条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名又は記名押印しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第6章 理事会

(構成)

第30条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第31条 理事会は、この定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第32条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第14条第3項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第33条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から12日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面をもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第34条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第35条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第33条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前2条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 寄附金品
- (3) 財産から生じる収益
- (4) 事業に伴う収益
- (5) その他の収益

(資産の管理)

第40条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第41条 この法人の会計は、次に掲げる原則に従って行うものとする。

- (1) 会計簿は、正規の簿記の原則に従って正しく記帳すること。
- (2) 活動計算書、貸借対照表及び財産目録は、会計簿に基づいて活動に係る事業の実績及び財政状態に関する真実な内容を明瞭に表示したものとすること。
- (3) 採用する会計処理の基準及び手続きについては、毎事業年度継続して適用し、みだりにこれを変更しないこと。

(事業計画及び活動予算)

第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(事業報告及び活動決算)

第44条 この法人の事業報告及び活動決算は、毎事業年度ごとに理事長が事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等として作成し、監事の監査を経て、その年度終了後2か月以内に総会の承認を得なければならない。

(事業年度)

第45条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(長期借入金)

第46条 この法人が資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収益をもって償還する短期借入金を除き、総会の承認を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第47条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の議決を得なければならない。

2 定款の変更は、法第25条第3項に規定する以下の事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

- (1) 目的
- (2) 名称
- (3) 特定非営利活動の種類及び当該特定非営利活動に係る事業の種類
- (4) 主たる事務所及びその他の事務所の所在地（所轄庁の変更を伴うものに限る。）
- (5) 社員の資格の得喪に関する事項
- (6) 役員に関する事項（役員の定数に係るものを除く。）
- (7) 会議に関する事項
- (8) その他の事業を行う場合には、その種類その他当該その他の事業に関する事項
- (9) 解散に関する事項（残余財産の帰属すべき者に係るものに限る。）
- (10) 定款の変更に関する事項

(解散)

第48条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 正会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

(残余財産の帰属)

第49条 この法人が解散（合併又は破産による解散を除く。）したときに残存する財産は、総会の議決により選定した社会福祉法人に帰属するものとする。

(合併)

第50条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイト（法人入力情報欄）に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第52条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の役員は次に掲げる者とする。

理事長 小島 あみ
副理事長 小島 喜芳
理事 菅原 糸子
同 大塚 弘子
同 中西 一浩
監事 永杉 豊

- 3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成14年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第42条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 この法人の設立当初の事業年度は、第45条の規定にかかわらず、成立の日から平成14年3月31日までとする。

附 則

この定款は、平成22年 7月 9日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年 6月15日から施行する。

附 則

この定款は、平成24年12月10日から施行する。

附 則

この定款は、平成28年 6月17日から施行する。

附 則

この定款は、平成29年 8月25日から施行する。

附 則

この定款は、平成30年 9月 3日から施行する

年間役員名簿

前事業年度において役員であったことがある者全員の氏名及び住所又は居所
並びに前事業年度における報酬の有無を記載した名簿

特定非営利活動法人の名称	特定非営利活動法人 リ・ケア福祉サービス
--------------	----------------------

役名	氏名	住所又は居所	前事業年度中の 就任期間	報酬を受けた期間	備考
理事	小島 喜芳	東京都世田谷区玉川1丁目15番2-3902号	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	なし	理事長
理事	小川 美幸	神奈川県川崎市多摩区東三田2丁目4番1-404号	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	なし	
理事	嵯峨野 恵里子	神奈川県川崎市高津区新作4丁目21番20号306	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	なし	
理事	浅野栄利子	神奈川県川崎市宮前区有馬6丁目6番8-1号	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	なし	
理事	堀内 亜希子	神奈川県川崎市宮前区梶ヶ谷4番地12	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	なし	
監事	野々山 英樹	神奈川県相模原市中央区中央4丁目6番16号	令和4年4月1日～ 令和5年3月31日	なし	

特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス貸借対照表

令和5年3月31日現在

単位:円

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
(流動資産)	35,927,176	(流動負債)	17,369,889
現金	325,148	短期借入金	4,293,467
預金	925,674	未払金	10,990,220
売掛金	23,884,746	預り金	594,400
前払費用	554,507	前受金	625,602
未収入金	1	未払法人税等	866,200
短期貸付金	10,237,100	(固定負債)	37,418,917
		長期借入金	37,418,917
(固定資産)	19,087,087	負債合計	54,788,806
建物	9,205,147	正味財産の部	
土地	6,116,347	正味財産	9,172,693
建物付属設備	1,596,669	(内当期正味財産増加額)	(6,412,830)
車両運搬具	2,148,924		
工具器具備品	0		
(無形固定資産)	461,974		
ソフトウェア	461,974		
(その他の固定資産)	8,505,262		
出資金	400		
差入保証金	1		
敷金	2,173,001		
預託金	140,000		
保険積立金	6,191,860		
資産合計	63,961,499	正味財産合計	9,172,693
		負債・正味財産合計	63,961,499

財産目録

令和5年3月31日現在

特定非営利活動法人の名称		特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス	
		(単位:円)	
科 目		金 額	
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金	現金手元有高	292,470	
	小口現金	32,678	
普通預金	JAセレサ川崎野川支店	534,248	
	川崎信用金庫野川支店	391,426	
売掛金	セレサ川崎農業協同組合	3,669,440	
	神奈川県国民健康保険連合会	19,928,708	
	利用料個人窓口	286,598	
前払費用	㈱ウスマ	260,000	
	手塚 文雄	60,000	
	白井 謹子	107,907	
	村田 忠禧	17,600	
	日神管理㈱	12,000	
	関口 ヨシ	12,000	
	㈲グリーン商事	85,000	
短期貸付金	㈲リ・ケア華	10,195,469	
	㈱あさの福祉研究所	41,631	
未収入金	びっくり箱	1	
	流動資産合計		35,927,176
2. 固定資産			
建物		9,205,147	
土地		6,116,347	
内装工事		1,596,669	
車両15台		2,148,924	
パソコン・装飾品		0	
ソフトウェア		461,974	
出資金	神奈川県火災共済協同組合他1件	400	
差入保証金	㈲大雄興業	1	
敷金	村田 忠禧	973,000	
	手塚 文雄	600,000	
	白井 徳次郎	600,000	
	スペース企画	1	
保険積立金	日本生命 他1件	6,191,860	
リサイクル預託金13件		140,000	
	固定資産合計		28,034,323
	資産合計		63,961,499
II 負債の部			
1. 流動負債			
短期借入金	小島 喜芳	4,293,467	
未払金		10,990,220	
預り金	源泉所得税	164,700	
	住民税	159,700	
敷金		270,000	
前受金		625,602	
未払法人税等		866,200	
	流動負債合計		17,369,889
2. 固定負債			
長期借入金		37,418,917	
	固定負債合計		37,418,917
	負債合計		54,788,806
	正味財産		9,172,693

第 2 2 期

決 算 報 告 書

令和 4 年 4 月 1 日から

令和 5 年 3 月 3 1 日まで

特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス

(法人番号:1020005008300)

貸借対照表

商号 特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス

代表者 小島 喜芳

令和 5年 3月31日現在

(単位:円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
I 流動資産	(35,927,176)	I 流動負債	(17,369,889)
現金及び預金	1,250,822	短期借入金	4,293,467
売掛金	23,884,746	未払法人税等	10,990,220
貸付金	554,507	未払消費税等	866,200
短期貸付	10,237,100	前払受取金	625,602
未収金	1		594,400
II 固定資産	(28,034,323)	II 固定負債	(37,418,917)
有形固定資産	(19,067,087)	長期借入金	37,418,917
建物	10,001,647		
構築物	800,169		
車両運搬具	2,148,924		
土地	6,116,347		
無形固定資産	(461,974)	負債の部合計	54,788,806
ソフトウェア	461,974	(純資産の部)	
		I 株主資本	(9,172,693)
		1. 資本金	0
		2. 資本剰余金	0
		3. 利益剰余金	(9,172,693)
		(1)その他利益剰余金	(9,172,693)
		繰越利益剰余金	9,172,693
		II 評価・換算差額等	0
		III 新株予約権	0
III 繰延資産	(0)	純資産の部合計	9,172,693
		負債・純資産の部合計	63,961,499
資産の部合計	63,961,499		

損益計算書

令和 4年 4月 1日から
令和 5年 3月31日まで

商号 特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス

(単位:円)

科 目	金 額	
I 売上高 国保利用者負担金収入 業務委託上 業売上高	113,236,624 22,555,393 31,609,010 2,650,000	170,051,027 170,051,027
II 売上原価 食料 食料 合期末 期売上	4,386,413	0 4,386,413 4,386,413 0 4,386,413 165,664,614
III 販売費及び一般管理費 販売費 販売費 営業		165,555,957 165,555,957 108,657
IV 営業外収入 受取 受取 受取 受取		80 300 4,123,100 4,123,480
V 営業外費用 支払 支払 支払		190,300 190,300
経常利益		4,041,837
VI 特別利益 固定資産売却益		3,237,262 3,237,262
VII 特別損失		0 0
税引前当期純利益 法人税、住民税及び事業税 当期純利益		7,279,099 866,269 6,412,830

販売費及び一般管理費の計算内訳

令和 4年 4月 1日から

令和 5年 3月31日まで

(単位：円)

科 目	金 額
旅 費 交 通 費	167,990
広 告 宣 伝 費	175,736
新 聞 図 書 費	52,014
活 動 費	227,694
営 繕 費	157,911
外 注 費	14,288,860
役 員 報 酬	3,300,000
給 与 料	97,252,448
従 業 員 賞 与 費	200,000
法 定 利 福 厚 生 費	9,406,794
福 会 議 費	2,279,373
減 価 償 却 費	344,271
地 代 家 賃 費	2,983,876
修 繕 費	10,936,684
事 務 用 消 耗 品 費	1,064,453
通 信 費	702,906
水 道 光 熱 費	1,378,600
租 税 公 課	2,698,033
研 修 費	776,100
接 待 交 際 費	330,013
保 険 料	861,208
備 品 消 耗 品 費	3,402,856
管 理 諸 費	4,221,209
賃 借 料	1,536,996
支 払 借 手 数 料	34,452
諸 会 費	640,590
車 両 費	703,650
雑 費	5,306,779
合 計	124,461
	165,555,957

令和4年度事業報告書

特定非営利活動法人リ・ケア福祉サービス

1 事業の成果

令和4年度は、介護保険事業として「地域密着型通所介護事業」、「認知症対応型通所介護事業」、川崎市からの委託事業として「地域包括支援センター」の事業を継続した。また、川崎市総合事業専門の「梶小ふれあいセンター」も通所サービスを継続実施している。

「介護予防サービス及び第1号通所事業」（梶小ふれあいセンター）では、川崎市総合事業専門の事業所として運営を継続し、登録利用者数が継続的に100名を上回っている。機能訓練を通して運動機能の維持と向上に努めているほか、手工芸や室内装飾など季節性も取り込んだ活動を行いながら手指を動かすトレーニングに繋げている。また、音楽療法も実施している。さらに、地域との交流を深め、近隣の農家から毎日野菜を届けてもらっている。野菜は事業所の一部に集められ、利用者が退所前に購入して買い物を楽しむほか、外出せずに野菜を購入できて感謝されている。

介護保険事業として、「地域密着型通所介護事業」（リ・ケア梶ヶ谷ふれあいデイ第2）は、体操インストラクターの配置を継続し、利用者が楽しんで身体を動かすことができる企画を進め、運動機能の維持・向上を図っている。又、忘れ物防止の一環として将棋、オセロ、手工芸などの脳機能訓練の教材を活用している。

「認知症対応型通所介護事業」（野川の里“利家庵”松の間・梅の間）は、地域密着型デイサービスとして、神社境内の清掃活動等の地域に根ざした活動を継続実施するとともに、食事の配膳、畑仕事、洗濯等の日常生活に係わる活動にも利用者が積極的に参加し、自己意識を高めることに役立っている。地域推進会議は、地域の町会長・民生委員・利用者・利用者家族・地域包括支援センターで組織している。令和4年度は新型コロナウイルス感染対策の関係で実施できなかったが、令和5年度は実施を予定している。

委託事業の「地域包括支援センター」（リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター）を継続運営し、総合相談・支援事業、権利擁護事業、介護予防ケアマネジメント事業、包括的・継続的ケアマネジメント支援事業を行っている。毎月行っている体操教室は、少人数にするために2回に分けて実施するなど、感染症対策を重視して活動の実施方法を工夫している。

介護支援事業として、他法人所有の不動産物件を借り受け、通所介護事業所として使用できるように改装して、老人デイサービスセンターの運営を目指す法人に貸与するなど、業界の活性化に貢献できる活動を行っている。

2 事業内容

(1) 特定非営利活動に係る事業

① 介護保険法に基づく居宅サービス事業（介護予防サービス及び第1号通所事業を含む）

通常規模通所介護事業（介護予防サービス及び第1号通所事業専門）

《梶小ふれあいセンター》

- ・ 内容 デイサービスにおける機能訓練・生活指導・健康チェック・送迎
- ・ 日時 通年 月曜日～土曜日 午前10:30～午後3:00
- ・ 場所 神奈川県川崎市宮前区西野川3-31-28
- ・ 従事者人員 常勤 2名 非常勤 4名
- ・ 対象者 介護保険対象者 100名
- ・ 費用額 29,234,042円

② 介護保険法に基づく地域密着型サービス事業（介護予防サービス事業を含む）

ア 短時間の通所介護事業

《リ・ケア梶ヶ谷ふれあいデイ第2》

- ・ 内容 デイサービスにおける機能訓練・生活指導・健康チェック・送迎
- ・ 日時 通年 月曜日～土曜日 午前9:00～午後12:00
同上 午後1:30～午後4:30
- ・ 場所 神奈川県川崎市高津区梶ヶ谷3-13-1
- ・ 従事者人員 常勤 2名 非常勤 4名
- ・ 対象者 介護保険対象者 46名
- ・ 費用額 34,400,966円

イ 認知症対応型通所介護事業

《野川の里“利家庵”松の間・梅の間》

- ・ 内容 デイサービスにおける機能訓練・生活指導・健康チェック・送迎
- ・ 日時 通年 月曜日～土曜日 午前10:00～午後6:00
- ・ 場所 神奈川県川崎市宮前区野川本町1-17-48
- ・ 従事者人員 常勤 5名 非常勤 15名
- ・ 対象者 介護保険対象者 43名
- ・ 費用額 71,083,502円

③ 地域包括支援センター事業

《リ・ケア向ヶ丘地域包括支援センター》

- ・ 内容 総合相談支援業務・介護予防ケアマネジメント・権利擁護業務・包括的、継続的ケアマネジメント支援業務・指定介護予防支援事業
- ・ 日時 通年 月曜日～金曜日 午前8:30～午後5:30

(祝祭日を除く)

- ・ 場所 神奈川県川崎市高津区向ヶ丘130-9
- ・ 従事者人員 常勤 4名 非常勤 3名
- ・ 対象者 川崎市高津区梶ヶ谷・向ヶ丘・上作延在住の高齢者全て
- ・ 費用額 30,986,007円

④ その他この法人の目的を達成するために必要な事業

《介護支援事業》

- ・ 内容 老人デイサービスセンター運営に参入する事業所に対し、施設・設備を提供するなど、必要な支援を行う。
- ・ 日時 通年 月曜日～土曜日 午前8:30～午後5:30
- ・ 場所 神奈川県川崎市宮前区宮前平1-10-17-401
- ・ 従事者人員 常勤 0名 非常勤 1名
- ・ 対象者 川崎市で老人デイサービスセンターを運営しようとする事業者
- ・ 費用額 2,268,153円

以上